

福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画大楠二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	大楠二丁目地区地区計画	
位 置	福岡市南区大楠二丁目の一部	
面 積	約 0.9 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心部から南へ約2kmに位置し、「西鉄大牟田線平尾駅」に隣接した、交通利便性の高い地区であり、今後、これらの特性を生かした一層の発展が見込まれることから、民間による面的再開発事業が計画されている。</p> <p>このため、地域特性を生かした商業・業務機能や、職住接近した、魅力と活気にあふれる良好な市街地の形成・誘導を図るとともに、狭小敷地の共同化を促進し、健全な高度利用を図ることを目標とする。</p>
	上土地利用の方針	<p>ゆとりある歩行者空間を創出するため、地区内及びその周囲に公開空地を配置し、商業・業務・住宅・ホテル・レクリエーション等の多様な施設による魅力的な市街地の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>都市計画道路「那の川平尾線」(幅員16m)及び周辺の区画道路沿いに、壁面の位置の制限による歩行者用通路を配置し、地区内居住者や地区来訪者及び駅利用者等の利便の向上を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>公共空間である道路と私的空間である建築物の敷地とが有機的に調和した良好な街区を形成するため、建築物等の壁面の位置の制限を定めるとともに、快適な都市景観の創出を図るため、建築物等の用途並びに形態又は意匠の制限を定める。</p>

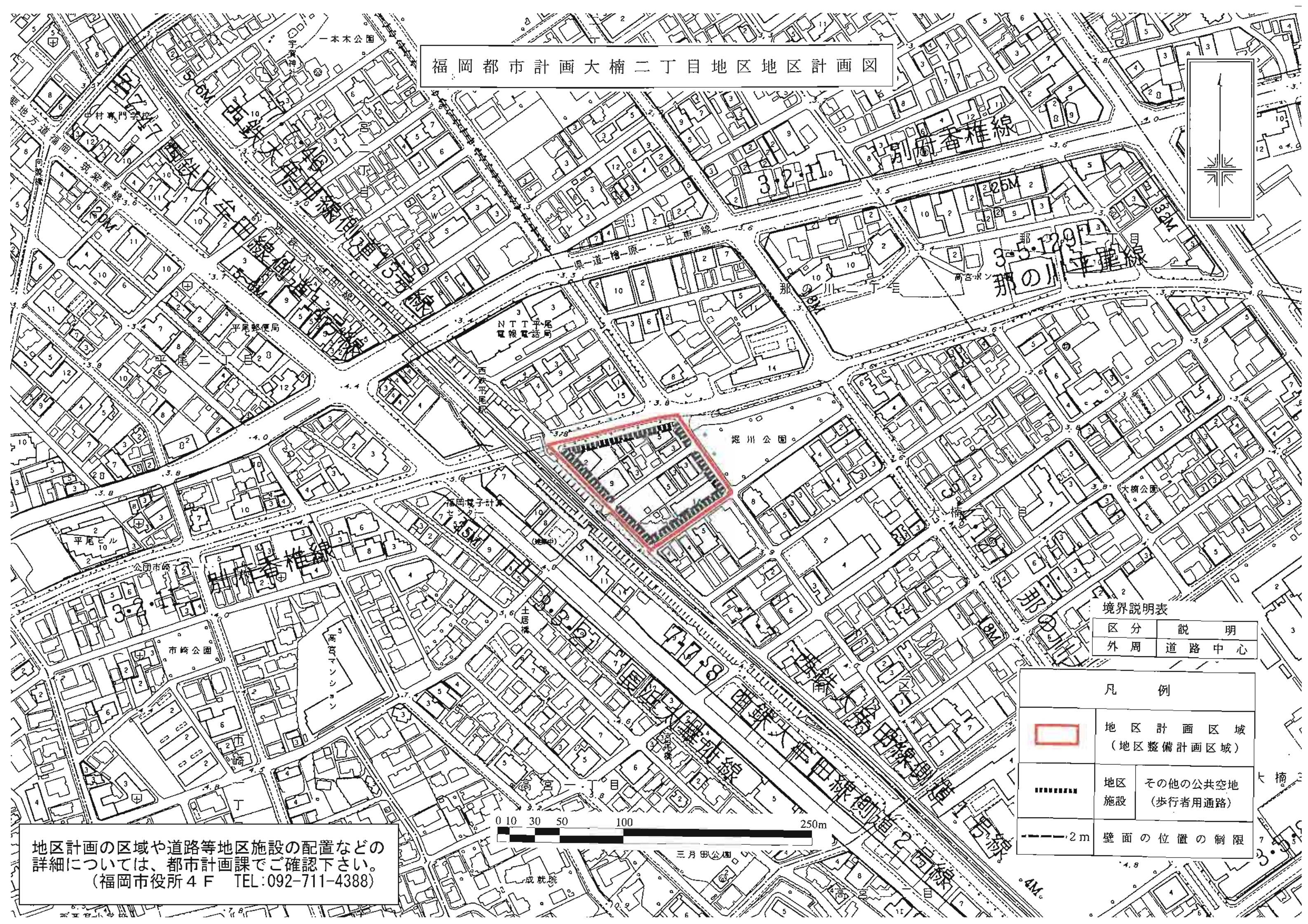
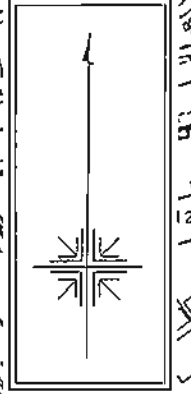
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	名 称	幅 員	延 長	摘 要
				歩行者用通路	2 m	約310 m
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		<p>建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項又は第6項に掲げる用途に供する建築物</p> <p>2) 建築基準法別表第二(へ)項第二号に掲げる工場</p> <p>3) 建築基準法別表第二(と)項第三号に掲げる工場</p>			
	壁面の位置の制限		<p>都市計画道路「那の川平尾線」及び区画道路との境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、2mとする。</p>			
	建築物等の形態又は意匠の制限		<p>高架水槽、クーリングタワー等の屋上に設置する施設については、露出面積を少なくする等都市景観に配慮するものとする。</p>			

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画大楠二丁目地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
外周	道路中心

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区施設 その他の公共空地 (歩行者用通路)
	2m 壁面の位置の制限

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)

